

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 42 ） 都道府県名（ 長崎県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	長崎市	76,068	10,574	○	392	11	0	7	4		○	○	○	○	○	○	○	○
002	佐世保市	40,606	8,302	○	307	0	0	0	0		○	○	○			○		
003	島原市	8,847	946	○	10	1	0	0	1	20.9.12	○	○	○			○	○	
004	諫早市	21,564	2,813	○	249	17	6	18	10	20.8.31	○	○	○			○	○	○
005	大村市	12,549	2,865	○	342	52	11	32	23		○	○	○	○	○	○	○	
007	平戸市	6,919	520	○	122	14	4	13	5		○							
008	松浦市	4,495	1,050	○	41	7	6	3	4		○	○	○	○		○	○	
015	長与町	5,319	510	○	32	7	1	4	10	20.9.17	○	○	○	○	○	○	○	
016	時津町	4,621	526	○	130	13	3	10	8		○	○	○			○	○	
024	東彼杵町	1,479	111	○	11	1	0	1	0	20.9.1	○	○	○			○	○	
025	川棚町	2,058	321	○	0						○	○	○					
026	波佐見町	2,221	302	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	○
049	小値賀町	741	37	○	0						○	○	○			○	○	
054	江迎町	1,051	188	○	0						○	○	○			○	○	
055	鹿町町	983	78	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	
057	佐々町	2,022	324	○	97	10	3	6	7		○	○	○			○		○
080	対馬市	7,720	1,975	○	442	36	15	48	30		○	○	○			○	○	○
081	壱岐市	5,842	812	○	154	17	4	18	8		○	○	○			○	○	○
082	五島市	9,851	1,886	○	48	2	0	3	0		○	○	○			○	○	
083	新上五島町	5,038	643	○	34	1	0	1	1		○		○			○	○	
084	西海市	5,910	485	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
085	雲仙市	8,765	809	○	113	4	0	1	3		○	○	○		○		○	
086	南島原市	10,702	898	○	58	4	3	6	0		○	○	○			○	○	

都道府県合計	245371	36975	23	2600	197	56	171	114		23	21	21	4	4	19	19	6
--------	--------	-------	----	------	-----	----	-----	-----	--	----	----	----	---	---	----	----	---

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税務担当課と連携し情報の共有を図る。休日夜間納税相談の実施。（長崎市） 税などの担当課と連携し情報の共有を図る。（諫早市） 滞納整理支援システムを活用し、税・福祉・水道・住宅等の担当課と連携し情報の共有化を図る。（波佐見町） 滞納者に対し、滞納の弁明機会を付与している。収納対策室と情報の共有を図る。（佐々町） 納税週間を設置し接触を図る。（対馬市） 税・福祉・水道及び補助金担当課と連携し情報の共有を図る。（壱岐市）
子供のいる世帯に対する特別な取組	納税指導の折、特に「特別な事情に関する届」や「弁明書」等を提出してもらい被保険者証を交付している。（時津町） 修学旅行時には短期証を交付している。（対馬市） 訪問を頻繁にするなどして実情の把握に努めている（多数保険者）
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施。（新上五島町） 交付の判定委員会や会議を開催し判定を行う。（多数保険者）



資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付、	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
152	山鹿市	9,967	2,348	○	284	23	10	12	15	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
153	宇城市	10,202	1,046	○	74	3	0	1	2		○							
154	阿蘇市	5,012	534	○	115	4	0	6	2		○							
155	菊池市	8,318	1,061	○	29	0	0	0	0		○							
156	八代市	22,944	3,315	○	324	0	0	0	0	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	
157	玉名市	11,316	2,434	○	338	38	11	38	20	9月9日	○							
158	合志市	7,146	705	○	101	8	4	5	5	6月1日		○	○		○	○	○	
159	天草市	18,012	1,520	○	524	60	21	50	29	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	
201	美里町	2,156	155	○	43	7	5	3	6		○		○				○	○
206	和水町	1,942	100	○	0													
221	南阿蘇村	2,128	328	○	0					6月1日								
231	山都町	3,750	636	○	58	4		4	2	6月1日	○	○	○	○		○	○	
241	氷川町	2,358	148	○	0						○	○	○				○	
246	芦北町	3,643	274	○	0													
都道府県合計		298,038	64,515	48	3,252	240	69	191	146		35	23	26	8	7	20	23	9

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
2. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
3. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
4. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
5. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
6. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>勤務先の調査、訪問。(人吉市)                  滞納者のケースに応じた催告書の送付、電話による納付依頼を行っている。(荒尾市)                  税務課と連携し情報の共有を図る。短期保険証(3ヶ月毎)の窓口更新により接触。(宇土市)                  税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(城南町)                  時間外の納税相談日を設け、実情を把握する。(玉東町)                  毎月、第2日曜日に納税相談日を設け、9月以降は、第2・第4木曜日の5:00～8:00の時間外に相談日を設けている。(植木町)                  毎月月末夜間納税相談。(菊陽町)                  税・福祉関係担当と連携し情報の共有を図る。(南小国町)                  税・徴収担当・福祉担当などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小国町)                  税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。高額医療や療養費の払い戻しを窓口払いにして納付相談を行う。(高森町)                  随時、滞納者と接触を図るため、毎週火曜日の窓口時間延長日(午後7:30まで)に納税相談を実施している。(御船町)                  月2回納税相談(個別呼出)。(嘉島町)                  上・下水道使用料、町営住宅使用料、税担当部署と連携し情報の共有を図る。(益城町)                  税務課と連携し情報の共有化を図る。(甲佐町)                  税務課・福祉担当課において情報交換を行っている。(あさぎり町)                  本年度より、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る取り組みを始めた。(湯前町)                  税、福祉、水道、介護、住宅、給食などの担当課と連携し情報の共有を図る(水上村)                  保険証の更新を面会交付とし、税務課職員と面談の上交付を行う。(相良村)                  税・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。(五木村)                  税務課と連携して納税相談を実施する(山江村)                  税務課が主体となって、水道、福祉の関係課と連携し情報の共有化を図っている。(球磨村)                  税・介護・水道・町営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期被保証の効果的な活用により、接触を図る。(苓北町)                  他課と連携し情報の共有を図る(山鹿市)                  税・福祉等の担当者と連携し情報の共有を図っている。(阿蘇市)                  税務課と連携し、夜間の納税相談や徴収を実施している。(美里町)                  他部署と情報を共有する。 町の手当て関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯については支給せず、税担当部署と相談するように調整している。(和水町)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>実情を把握し、保険証が必要な世帯には、「特別な事情に関する届書」を提出させる。(人吉市)                  家族状況及び収入等(財産調査)を把握して、納税相談を実施している。(荒尾市)                  本市では担税力のない世帯に対し資格証明書は交付しない。よって、子供のいる世帯に対する特別な取扱は行っていない。(宇土市)                  訪問、電話連絡等で定期的に子供さんの状況等を把握する。(南小国町)                  現在は該当世帯はないが、実情を把握の上、認定審査する。子供のいる世帯は、実情を考慮する。(小国町)                  就学前(乳幼児)のいる世帯には資格証明書は発行していない。(益城町)                  訪問等で実情を把握する。(甲佐町)                  税務課・福祉担当課において情報交換を行っている。(あさぎり町)                  納付状況や家族状況等を把握し、相談を実施しながら実情を考慮している。(湯前町)                  特になし(子どものいる、いないは関係なく、訪問、実情は把握するように努めている。)(水上村)                  必ず訪問を行い、実情を把握する。(五木村)                  訪問及び関係課からの情報により実情を把握に努めている。(球磨村)                  本市国民健康保険においては、資格証明書はあくまで「滞納者との折衝の機会を増やすための手段」という趣旨であるため、税・福祉等の担当者より情報を得た場合は、早急に「特別な事情の届書」等で実情を把握し、審査会にかける等の手段を講じている。(阿蘇市)                  差押財産の選択、搜索時間の検討(子どもの居る時間をさける)、低所得で子どもが多い世帯は臨戸も検討する。(菊池市)                  面接時に子供の通院の有無等について確認を行う。また、乳幼児がいる世帯については関係課と連携を図り保険証交付の必要性について調査を行う。(天草市)</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

特別の事情の有無の判断のための特別な取組	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(人吉市)
	納付困難な具体的理由がある場合、関係課で協議。(荒尾市)
	資格証明書等交付審査会において判断(水俣市)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行なう。(宇土市)
	第三者委員会を設置し、判定を行う。(城南町)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(玉東町)
	資格証交付審査会のメンバーの中に、子育て支援課、健康福祉課、税務課を入れ意見を聞いて判定を行う。(植木町)
	資格証明書等交付審査会の設置。(大津町)
	資格証発行の際には、資格証明書発行判定委員会にて判定している。(南小国町)
	資格者証認定審査会(関係課長、係長、担当者)を開催して、判定を行う。(小国町)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(甲佐町)
	審査会を設置し、判定を行う。(あさぎり町)
	資格証明書等交付審査会 構成 住民福祉課長及び住民福祉課国係、税務課長及び徴収係にて判定を行う。(水上村)
	給付担当及び税担当が協議し、判定を行う。(上天草市)
	資格審査会の設置(山鹿市)
	資格証明書等交付審査会にて判断している。(宇城市)
	「特別の事情に関する届書」を提出していただき、資格証明書等交付審査会で判断する。(阿蘇市)
	資格証明書交付等審査会を設置し、毎年判定を行っている。(八代市)
	資格審査委員会を開き判定を行う。(玉名市)
	天草市資格証明書等交付審査会により判断を行う。(天草市)
資格証明書等交付審査会を開催し、判定を行う。(美里町)	
資格証明書等交付審査会を開催し、判定を行う。(氷川町)	

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（44）都道府県名（大分県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
	大分市	60,838	5,371	○	2310	217	83	153	109	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	別府市	23,707	5,536	○	226	5	0	5	2	20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
	中津市	13,060	1,441	○	515	44	12	39	20		○	○	○			○	○	
	日田市	12,012	2,387	○	92	7	0	2	7		○	○	○	○	○	○	○	○
	佐伯市	15,438	2,158	○	342	33	7	20	24		○	○	○	○	○	○	○	
	臼杵市	7,034	786	○	66	2	1	2	1	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	津久見市	3,505	213	○	39	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
	竹田市	4,883	493	○	12	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊後高田市	4,232	715							20.9.1								
	杵築市	5,184	646	○	319	48	15	29	29		○	○	○			○	○	
	宇佐市	11,198	1,382	○	347	42	8	31	18		○	○	○					
	姫島村	490	28	○	0	0	0	0	0			○						○
	日出町	3,821	915	○	63	9	6	7	3	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	九重町	4,226	103	○	0	0	0	0	0	20.6.26	○		○					
	玖珠町	3,037	282	○	84	9	6	5	4		○	○	○				○	○
	豊後大野市	6,748	585	○	35	1	1	3			○		○					○
	由布市	5,461	1,065	○	268	41	15	29	19		○	○	○				○	○
	国東市	5,563	1,022	○	68	5	2	1	4		○	○	○				○	○
<b>都道府県合計</b>		190437	25128	17	4786	463	156	326	240		16	15	16	8	8	13	14	6

滞納者と接触を図るための具体的な取組	納税相談を実施(別府市外2市)市税等特別滞納整理対策本部を設置し管理職も対応(佐伯市外1市)時間外の来庁相談日を設ける(玖珠町)来庁依頼(中津市) 税務担当と国保担当の連携と情報共有(大分市外7市町)新規発行時は対象者の呼び出し又は訪問を実施(由布市)
子供のいる世帯に対する特別な取組	福祉主管課との連携(玖珠町外1市)訪問や電話等で連絡できた世帯は短期証に切替(津久見市) 子どものいる世帯については配慮しながら接触・相談(竹田市外1市)戸別訪問や電話催告による実情把握を行い、緊急の医療が必要な場合は短期証を交付(大分市)修学旅行時の短期証交付(中津市)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	判定会議・委員会等を開催(大分市外1市町村)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、「特別な事情についての判断」について判断している取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 45 ） 都道府県名（ 宮崎県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	宮崎市	61,776	22,954	○	1,291	59	17	53	39	8月1日 (滞納世帯数のみ9月1日)	○	○	○			○	○	
002	都城市	29,930	4,351	○	852	40	11	34	18	9月18日	○	○	○			○	○	○
003	延岡市	23,166	2,492	○	177	7	0	5	3		○	○	○	○	○	○	○	○
004	日南市	7,887	808	○	410	48	23	34	22	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
005	小林市	8,089	890	○	124	3	0	4	3	8月31日	○							
006	日向市	11,021	1,071	○	177	7	0	8	3	8月31日	○		○					○
007	串間市	4,363	439	○	184	17	11	13	8		○							
008	西都市	6,859	1,215	○	166	21	3	18	11	9月19日	○							○
009	えびの市	4,833	554	○	8	0	0	0	0		○					○	○	○
010	清武町	3,805	628	○	191	18	17	14	2		○							
013	北郷町	875	53	○	30	3	1	1	1	8月29日	○	○	○			○	○	
014	南郷町	1,816	57	○	40	5	0	4	1	9月2日	○							○
015	三股町	3,795	427	○	0						○							
020	高原町	2,206	336	○	0						○		○		○	○	○	○
021	野尻町	1,820	220	○	72	8	2	7	5		○	○	○	○	○	○	○	○
024	国富町	4,071	821	○	0													
025	綾町	1,549	454	○	34	6	2	2	4	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
026	高鍋町	3,950	647	○	0					8月31日	○	○	○		○	○	○	○
027	新富町	3,973	495	○	0					5月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
028	西米良村	264	0															
029	木城町	1,046	1,598	○	1	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
030	川南町	3,428	386	○	58	4	0	1	4		○		○				○	
031	都農町	2,349	510	○	100	19	6	8	5		○	○	○			○	○	○
032	門川町	6,633	298	○	9	1	0	1	0		○	○	○			○	○	
040	諸塚村	377	0															
041	椎葉村	696	18	○	0					9月8日	○	○	○			○	○	
042	高千穂町	2,491	134	○	0													
043	日之影町	891	21	○	0						○	○	○			○	○	○
044	五ヶ瀬町	771	19	○	0							○	○			○	○	○
045	美郷町	1,417	138	○	11	0	0	0	0	8月31日	○	○	○			○	○	
都道府県合計		206,147	42,034	28	3,935	266	93	207	129		25	16	19	5	7	18	19	13

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)</p> <p>納税課、県税事務所、水道局、建築課、保護課などと連携し情報の共有を図る。(都城市)</p> <p>関係各課と連携を図り、滞納者についての情報把握に努めると共に、財産が判明した場合には差押処分を行っている。(延岡市)</p> <p>取納嘱託員を任用し、納税指導・徴収をおこなっている。(日向市)</p> <p>毎月第4日曜日、休日納税相談の実施。(西都市)</p> <p>税務課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(えびの市)</p> <p>納税相談、預貯金等の資産調査(南郷町)</p> <p>税務課徴収係と連携して情報を共有し、納税相談等を一体となって実施している。休日・時間外訪問を嘱託徴収員が行っている。(高原町)</p> <p>税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る(野尻町)</p> <p>調査・各課との連携(高鍋町)</p> <p>税・福祉・水道課などの担当課と連携し情報の共有化を図っている。また、関係課および管理職との年2回(年末、出納閉鎖前)徴収を行っている。(新富町)</p> <p>税・福祉・水道課等と連携し情報の共有を図る。(都農町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日之影町)</p> <p>税・福祉などの担当課と連携し、情報の共有を図る(五ヶ瀬町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>15歳未満(中学生以下)の児童に対しては、緊急性(児童の病気・負傷または行事への参加のため等)に応じて、相談により被保険者証交付申請書を提出してもらい、被保険者証(短期証)を交付している。(都城市)</p> <p>自宅訪問を行って世帯状況を把握し、交付判定については慎重を期している。(延岡市)</p> <p>総務税政課・福祉保健課共同の判定委員会を開催し、「特別な事情に関する届出書」提出者にかかる判定を行う。(綾町)</p> <p>訪問を行い、実情を把握する。(都農町)</p> <p>面談等を行い、実情を把握する。(日之影町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>国民健康保険税の滞納に係る弁明の機会の付与についての通知を行っている。(都城市)</p> <p>国民健康保険課内に課長、納税係長、賦課係長、総務係長、担当職員で組織される資格証交付審査会を設置し、交付について慎重な判定を行っている。(延岡市)</p> <p>必要な場合、審査会の開催(構成員:健康管理課長、同課長補佐、同係長、国民健康保険税収納係長)(西都市)</p> <p>資格証明書交付等審査会により判定を行う。(えびの市)</p> <p>弁明書の提出、滞納世帯対策審査会の開催(南郷町)</p> <p>税務課・国保担当課において判定を行う。(新富町)</p> <p>国保主管課及び国保税主管課職員による国保税滞納審査会を設置し、資格証、短期証発行の判定を行っている。(美郷町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。



資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号( 46 ) 都道府県名( 鹿児島県 )

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
01	鹿児島市	88,907	20,578	○	2,108	88	10	67	56	20.9.25	○	○	○	○	○	○	○	○
02	薩摩川内市	15,278	1,305	○	242	16	2	15	10	20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
03	鹿屋市	18,519	2,755	○	587	42	15	27	25	20.9.17	○	○	○	○	○	○	○	○
04	枕崎市	4,547	22	○	2	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
05	いちき串木野市	4,979	374	○	25	0	0	0	0	20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
06	阿久根市	4,340	557	○	79	7	3	3	3	20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	○
07	出水市	9,798	993	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
08	大口市	3,885	910	○	44	3	1	1	4		○	○	○	○	○	○	○	○
09	指宿市	8,869	712	○	141	7	8	7	6	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
10	南さつま市	6,997	321	○	19	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
11	霧島市	18,552	7,575	○	427	35	16	32	15		○	○	○	○	○	○	○	○
12	奄美市	9,716	1,778	○	519	29	8	17	17	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
13	西之表市	3,790	861	○	172	19	6	13	18		○	○	○	○	○	○	○	○
14	垂水市	3,329	419	○	87	3	1	4	2		○	○	○	○	○	○	○	○
19	南九州市	7,847	383	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
28	日置市	7,356	531	○	64	4	1	2	3		○	○	○	○	○	○	○	○
37	さつま町	4,209	271	○	31	2	0	2	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
48	長島町	2,244	93	○	76	11	5	11	8	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
49	菱刈町	1,640	163	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
50	加治木町	3,425	424	○	65	10	7	8	5		○	○	○	○	○	○	○	○
51	給良町	8,649	778	○	167	13	3	9	8		○	○	○	○	○	○	○	○
52	蒲生町	1,251	87	○	19	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
55	湧水町	1,989	303															
61	曾於市	8,012	1,169	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
65	志布志市	6,677	1,293	○	0	0	0	0	0	20.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○
68	大崎町	3,212	518	○	90	8	3	6	7		○	○	○	○	○	○	○	○
70	東串良町	1,557	137	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
71	肝付町	3,745	382	○	2	2	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
74	錦江町	2,082	211	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
77	南大隅町	2,047	62	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
78	中種子町	2,023	338	○	36	3	0	4	2		○	○	○	○	○	○	○	○
79	南種子町	1,415	219															
81	墨久島町	2,912	551	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
82	大和村	387	27	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
83	宇検村	444	68	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
84	瀬戸内町	2,247	461	○	85	4	2	2	3		○	○	○	○	○	○	○	○
86	龍郷町	1,258	250	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
88	喜界町	1,913	818	○	42	7	0	2	5	20.9.2	○	○	○	○	○	○	○	○
89	徳之島町	2,783	427	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
90	天城町	1,643	301	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
91	伊仙町	1,781	495	○	11	6	0	5	4		○	○	○	○	○	○	○	○
92	和泊町	1,570	366	○	0	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
93	知名町	1,585	650	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
94	与論町	1,276	172	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
95	三島村	108	0															
96	十島村	161	0															

都道府県合計	288,734	51,088	42	5,123	319	91	239	201	—	37	27	33	8	9	20	29	8
--------	---------	--------	----	-------	-----	----	-----	-----	---	----	----	----	---	---	----	----	---

滞納者と接触を図るための具体的な取組	担当課その他関係部署との連携(鹿児島市外16市町村)、訪問指導の実施(薩摩川内市、宇検村、喜界町、天城町)短期証を利用した定期的な収納相談(垂水市) 債権対策委員会設置(志布志市)、滞納整理カードの活用による適切な収納相談(錦江町)、収納対策室で訪問記録を作成(伊仙町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	面接を行い実情を把握(さつま町、加治木町、瀬戸内町)、福祉・保健担当課との同行訪問による実情把握(長島町)、納税相談の実施(肝付町) 文書通告等による納税指導(大和村)、分納制約等による短期証の交付(鹿児島市、鹿屋市、喜界町、和泊町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	国民と税等の関係部署の核対会による判定(薩摩川内市、さつま町、加治木町)、審査会の審査(鹿屋市、志布志市)、納税相談の実施(肝付町)課内での検討(徳之島町)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実況 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	那覇市	59,089	9,393	○	2	7				1	○							
3	うるま市	23,013	3,604	○	0	0	0		0	8月末	○	○	○				○	○
4	沖縄市	25,207	5,460	○	7	3	2	0		2	○	○	○	○	○	○	○	○
5	真野湾市	16,814	3,862	○	0						○	○	○					
6	宜古島市	11,081	2,736	○	2	1	1				○	○	○					
7	石垣市	10,087	2,383	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
8	那覇市	18,076	2,042	○							○	○	○	○	○	○	○	○
9	名護市	10,586	1,041	○	90	17	13	15		12/16月	○	○	○	○	○	○	○	○
10	糸満市	9,891	2,836	○	123	0	0	0		0	○	○	○	○	○	○	○	○
11	国頭村	1,131	79	○							○	○	○					
12	大宜味村	852	222	○	0						○	○	○				○	○
13	東村	501	156	○						8月末								
14	今帰仁村	2,035	229	○	0						○	○	○				○	○
15	本部町	2,784	308	○	5	0	0	0		0/18月末	○	○	○	○	○	○	○	○
16	恩納村	2,097	164	○	1	1	0	2		1	○	○	○				○	○
17	真野湾市	1,011	120	○	0						○	○	○				○	○
18	金武町	2,540	245	○	18	3	0	2		1	○	○	○				○	○
19	伊江村	1,289	93	○														
23	樋谷村	7,141	1,267	○	0						○	○	○				○	○
24	喜手納町	2,813	860	○	0						○	○	○					○
25	北谷町	5,011	624	○														
26	北中城村	2,955	248	○	0													○
27	中城村	2,764	247	○	0													
28	西原町	5,415	608	○	38	2	1	1		1	○							
29	豊見城市	8,202	2,544	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
30	八重瀬町	4,365	939	○	0								○				○	○
35	与那原町	2,671	252	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
37	南風原町	5,526	637	○	0								○	○	○	○	○	○
38	久米島町	1,901	569	○	0								○					
40	読谷村	168	16	○	0													
41	座間味村	287	21	○	0						○	○	○				○	○
42	東国村	174	0	○	0					8月末	○	○	○	○	○	○	○	○
43	遠名喜村	119	18	○	0						○							
44	南大東村	329	41	○	0					8月末	○	○	○	○	○	○	○	○
45	北大東村	92	3	○														
46	伊平屋村	304	4	○														
47	伊豆名村	353	78	○	3								○					
52	多良間村	382	15	○	0						○	○					○	○
53	竹富町	1,116	219	○														
54	与那国町	398	17	○														
55	南城市	6,723	732	○	6	2	2	1		1	○	○	○				○	○
都道府県合計		254,266	44,932	41	295	30	19	21	19		26	27	28	11	10	23	22	3
滞納者と接触を図るための具体的な取組		.....																
子供のいる世帯に対する特別な取組		保育所入所申請の際、滞納者と納税相談(本部町)																
特別の事情の有無の判断のための特別な取組		.....																

- 記入上の注意
- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を入力すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を入力し、「日付」の欄にその日付を入力すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
  - 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険者の滞納(過年度分の)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
  - 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実況状況」に○を入力し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実況状況」に○を入力し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
  - 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
  - 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
  - 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
  - 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
  - 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を入力すること。
  - 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(報告書に内容を入力している場合も含む)を送付している場合に○を入力すること。
  - 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を入力すること。
  - 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を入力すること。
  - 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を入力すること。
  - 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に○を入力し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を入力すること。
  - 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を入力すること。
  - 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を入力すること。
  - 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を入力すること。